

# 北海道建設部土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）」を一部改定し、  
「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和5年10月版）」として、令和5年  
10月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

I 土木工事共通仕様書 (本文)																					
旧 (令和4年10月版)						新 (令和5年10月版)						改定理由									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下			
					共通														または 努め 巻出し 避け 受け 空隙 練混ぜ 示されてない より良い	語句の統一△	
1	1	1	2	22	1	2.	「書面」とは、工事施工協議書等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、署名又は押印したのも有効とする。	1	1	1	2	22	1	2.	「書面」とは、工事施工協議書等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したのも有効とする。						諸基準類との統一△
			6	2															(5) 主要船舶・機械	諸基準類との統一△	
			6	2	9	(5)	主要資材												(6) 主要資材	項目番号の変更△	
			6	2	10	(6)	施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)												(7) 施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	項目番号の変更△	
			6	2	11	(7)	施工管理計画 (工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む)												(8) 施工管理計画 (工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む)	項目番号の変更△	
			6	2	12	(8)	安全管理 (安全訓練等の実施計画を含む)												(9) 安全管理 (安全訓練等の実施計画を含む)	項目番号の変更△	
			6	2	13	(9)	緊急時の体制及び対応												(10) 緊急時の体制及び対応	項目番号の変更△	
			6	2	14	(10)	交通管理 (資材等の過積載防止対策を含む)												(11) 交通管理 (資材等の過積載防止対策を含む)	項目番号の変更△	
			6	2	15	(11)	環境対策												(12) 環境対策	項目番号の変更△	
			6	2	16	(12)	現場作業環境の整備												(13) 現場作業環境の整備	項目番号の変更△	
			6	2	17	(13)	建設副産物の適正処理計画												(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	諸基準類との統一△	
			6	2	18	(14)	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書													項目番号の変更△	
			6	2	19	(15)	社内検査												(15) 社内検査	項目番号の変更△	
																			(16) 法定休日・所定休日 (週休二日の導入)	諸基準類との統一△	
			6	2	20	(16)	その他												(17) その他	項目番号の変更△	
1	1	1	7		1		受注者及び工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾、協議、検査及び確認等については、工事施工協議書で行わなければならない。なお、工事施工協議書については、双方が署名又は押印した原本を発注者が保管し、複製を受注者が保管するものとする。	1	1	1	7		1		受注者及び工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾、協議、検査及び確認等については、工事施工協議書で行わなければならない。						条文の削除○
1	1	1	14	3	1	3.	第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」(平成18年3月9日付け建第1428号、最終改正：令和3年3月30日付け建第1773号)に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。	1	1	1	14	3	1	3.	第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」(令和5年2月24日付け建第1504号)に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。						諸法令の改定ともなう△
1	1	1	17	2	1	2.	発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができるものとする。	1	1	1	17	2	1	2.	発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止を命ずることができる。						表現の変更△
1	1	1	19	2	1	2.	受注者は、契約書第17条第5項に基づき工事内容の変更又は設計図書の変更が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。	1	1	1	19	2	1	2.	受注者は、契約書第17条第5項に基づき工事内容の変更または設計図書の変更が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。						表現の変更△
1	1	1	19	3	1	3.	受注者は、契約書第19条に基づき工事内容の変更又は工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。	1	1	1	19	3	1	3.	受注者は、契約書第19条に基づき工事内容の変更または工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。						表現の変更△
1	1	1	19	4	1	4.	受注者は、契約書第20条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。	1	1	1	19	4	1	4.	受注者は、契約書第20条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。						表現の変更△
1	1	1	19	5	1	5.	受注者は、契約書第21条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。	1	1	1	19	5	1	5.	受注者は、契約書第21条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。						表現の変更△
1	1	1	22	7	1	7.	受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。	1	1	1	22	7	1	7.	受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材(新材または再生材)、土砂、砕石(新材または再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書にその写しを添付して、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。						表現の変更△
1	1	1	22	8	1	8.	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材(木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散型)等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。	1	1	1	22	8	1	8.	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材(木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散型)等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書にその写しを添付して、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。						表現の変更△
1	1	1	22	9	1	9.	受注者は再生資源利用(促進)計画書を書面または映像(デジタルサイネージ)により工事現場の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。	1	1	1	22	9	1	9.	受注者は再生資源利用(促進)計画書を書面または映像(デジタルサイネージ)により公衆が見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。						表現の変更△
1	1	1	23	6	4	6. (3)	受注者は、段階確認に臨場するものとし、確認した箇所に係る工事監督員の署名又は押印された書面を保管し、検査時に提出しなければならない。	1	1	1	23	6	4	(3)	受注者は、段階確認に臨場するものとし、工事監督員の確認を受けた書面を、検査時に提出しなければならない。						表現の変更△
1	1	1	23	6	5	(4)	受注者は、工事監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。	1	1	1	23	7	5	(4)	受注者は、工事監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供しなければならない。						表現の変更△
1	1	1	23			(2/4)		1	1	1	23			(2/4)	場所打杭工						誤植△
1	1	1	25	2	1	2.	受注者は、工事完成通知書を工事監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。	1	1	1	25	2	1	2.	受注者は、工事完成通知書を工事監督員を通じて発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。						表現の変更△

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

I 土木工事共通仕様書 (本文)																			
旧 (令和4年10月版)						新 (令和5年10月版)						改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下	
												1-1-1-31						1-1-1-31 週休二日の対応	条文の追加◎
												1	1	1	31		1	受注者は、可能な限り週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。	条文の追加◎
												1	1	1	31		2	なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。	条文の追加◎
1	1	1	31									1	1	1	32			使用人等の管理	項目番号の変更△
1	1	1	32	1	1							1	1	1	33	1	1	1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針 (国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針 (国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月)、港湾工事安全施工指針 ((社)日本理立浸漬協会)、潜水作業安全施工指針 ((社)日本潜水協会)、作業船団安全運航指針 ((社)日本海上起重技術協会) 及びJIS A 8972 (斜面・法面工用仮設設備) を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定にもなる変更△
1	1	1	33									1	1	1	34			爆発及び火災の防止	項目番号の変更△
1	1	1	34									1	1	1	35			跡片付け	項目番号の変更△
1	1	1	35									1	1	1	36			事故報告	項目番号の変更△
1	1	1	36									1	1	1	37			環境対策	項目番号の変更△
1	1	1	36	3	2							1	1	1	37	3	2	3. 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 (建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日改正) の規定の適用を原則とする。  低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程 (国土交通省告示、平成13年4月9日改正) に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	諸基準類との統一◎
1	1	1	37									1	1	1	38			文化財の保護	項目番号の変更△
1	1	1	38									1	1	1	39			交通安全管理	項目番号の変更△
1	1	1	38									1	1	1	39	1	1	1. 一般事項	諸基準類との統一△
1	1	1	38	1								1	1	1	39	1	2	(1) 受注者は、工事中運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第27条によって処置するものとする。	諸基準類との統一△
												1	1	1	39	2	1	2. 施工計画書	諸基準類との統一△
1	1	1	38	1	7							1	1	1	39	2	2	2. 受注者は、指定された工事中運搬路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	諸基準類との統一△
												1	1	1	39	3	1	3. 輸送災害の防止	諸基準類との統一△
1	1	1	38	1	3							1	1	1	39	3	2	3. 受注者は、工事中運搬路による土砂、工事中資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	諸基準類との統一△
												1	1	1	39	4	1	4. 交通安全等輸送計画	諸基準類との統一△
1	1	1	38	1	11							1	1	1	39	4	2	4. 受注者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工事中資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、事前に関係機関と打ち合わせの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。また、資材等の過積載での運行は、別途許可を受けた場合を除き、最大積載重量の超過による道路交通法違反、及び車両総重量の超過による道路交通法違反に該当し、安定性の低下等による交通事故の発生や、道路・橋梁等公共施設の損傷などを引き起こす可能性があるため、過積載防止対策を施工計画書に記載しなければならない。	諸基準類との統一△
												1	1	1	39		1	5. 交通安全法令の遵守	諸基準類との統一△
1	1	1	38	1	4							1	1	1	39	5	2	5. 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全について、工事監督員、道路管理者及び警察署と打合せを行うとともに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和2年3月内閣府・国土交通省令第5号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」(道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)、「道路工事保安施設設置基準」(案) (建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月) 及び「III付表 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどとして、安全対策を講じなければならない。	諸基準類との統一△
												1	1	1	39		1	6. 工事中運搬路使用の責任	諸基準類との統一△
1	1	1	38	1	8							1	1	1	39	6	2	6. 発注者が工事中運搬路に指定するもの以外の工事中運搬路は、受注者の責任において使用するものとする。	諸基準類との統一△
												1	1	1	39		1	7. 工事中運搬路共用時の処置	諸基準類との統一△
												1	1	1	39	7	2	7. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事中運搬路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関係する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	諸基準類との統一◎
												1	1	1	39		1	8. 工事中運搬路の維持管理	諸基準類との統一△
1	1	1	38	1	6							1	1	1	39	8	2	8. 受注者は、設計図書において指定された工事中運搬路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中運搬路の維持管理及び補修を行うものとする。	諸基準類との統一△
1	1	1	38	1	10							1	1	1	39		1	9. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により交通誘導警備員を配置しないで建設作業を中断するときは、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなければならない。	諸基準類との統一◎

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

I 土木工事共通仕様書 (本文)																		
旧 (令和4年10月版)						新 (令和5年10月版)						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
												10.						諸基準類との統一○
												10.						諸基準類との統一○
												11.						諸基準類との統一○
1	1	1	38	4	2	(1)						11	2					諸基準類との統一○
												12.						諸基準類との統一○
1	1	1	38	4	3	(2)						12	2					諸基準類との統一○
												12	3					諸基準類との統一○
												13	1					諸基準類との統一○
1	1	1	38	4	4	(3)						13	2					諸基準類との統一○
												14	1					諸基準類との統一○
												14	2					諸基準類との統一○
1	1	1	38	7	1							15	1					項目番号の変更△
1	1	1	38	2	1							16	1					項目番号の変更△
1	1	1	38	3	1							17	1					項目番号の変更△
1	1	1	38	3	2							17	2					表現の変更△
1	1	1	38	5	1							18	1					項目番号の変更△
1	1	1	38	6	1							19	1					項目番号の変更△
												40						適用すべき諸基準の追加○
												40	1					適用すべき諸基準の追加○
												2						適用すべき諸基準の追加○
1	1	1	39									41						項目番号の変更△
1	1	1	39	1	2	(1)						41	1	2				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	9	(8)						41	1	9				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	13	(12)						41	1	13				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	16	(15)						41	1	16				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	18	(17)						41	1	18				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	23	(22)						41	1	23				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	25	(24)						41	1	25				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	27	(26)						41	1	27				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	28	(27)						41	1	28				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	42	(41)						41	1	42				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	45	(44)						41	1	45				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	63	(62)						41	1	63				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	67	(66)						41	1	67				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	69	(68)						41	1	69				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	70	(69)						41	1	70				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	74	(73)						41	1	74				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	75	(74)						41	1	75				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	76	(75)						41	1	76				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	82	(81)						41	1	82				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	84	(83)						41	1	84				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	85	(84)						41	1	85				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	86	(85)						41	1	86				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	87	(86)						41	1	87				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	1	88	(87)						41	1	88				諸法令の改定ともなう変更△
1	1	1	39	2	1	2.						41	2	1				諸基準類との統一△

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

I 土木工事共通仕様書 (本文)																				
旧 (令和4年10月版)						新 (令和5年10月版)						改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下		
1	1	1	39	3	1	3.						1	1	1	41	3	1	3.	受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに工事監督員に報告し、確認を求めなければならない。	表現の変更△
1	1	1	40									1	1	1	42				官公庁等への手続き等	項目番号の変更△
1	1	1	41									1	1	1	43				施工時期及び施工時間の変更	項目番号の変更△
1	1	1	42									1	1	1	44				工事測量	項目番号の変更△
1	1	1	43									1	1	1	45				提出書類	項目番号の変更△
1	1	1	44									1	1	1	46				天災及びその他不可抗力による損害	項目番号の変更△
1	1	1	45									1	1	1	47				特許権等	項目番号の変更△
1	1	1	46									1	1	1	48				保険の付保及び事故の補償	項目番号の変更△
1	1	1	47									1	1	1	49				法定外の労災保険の付保	項目番号の変更△
1	1	1	48									1	1	1	50				社内検査	項目番号の変更△
1	1	1	49									1	1	1	51				道産品の使用	項目番号の変更△
1	1	1	50									1	1	1	52				環境物品等の使用	項目番号の変更△
1	1	1	51									1	1	1	53				季節労働者等の雇用	項目番号の変更△
1	1	1	52	3								1	1	1	54				技能士の活用	項目番号の変更△
1	1	1	52	4								1	1	1	54	4			表1-5 評価対象技能士一覧表	表番号の変更△
1	1	1	53									1	1	1	55				起終点杭又は竣功杭の設置	項目番号の変更△
1	1	1	54									1	1	1	56				工事特性・創意工夫・社会性等	項目番号の変更△
1	1	1	55									1	1	1	57				特定外来生物 (植物) について	項目番号の変更△
1	1	1	56									1	1	1	58				暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	項目番号の変更△
1	1	1	57									1	1	1	59				北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進	項目番号の変更△
												1	1	1	60				ワンデーレスポンス・労働環境改善プロジェクト	特記仕様書から移行△
												1	1	1	60	1	1	1.	「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」若しくは「翌日まで」に回答することである。ただし、一兩日の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」若しくは「翌日まで」に行うことである。	特記仕様書から移行◎
												1	1	1	60	2	1	2.	受注者は、必要に応じて施工協議簿に協議事項と併せて回答期限を記載すること。	特記仕様書から移行◎
												1	1	1	60	3	1	3.	発注者・受注者双方の労働環境改善に向けて、発注者は災害対応など非常時等は除き以下の取組を行っているため、受注者も賛同されたい。	特記仕様書から移行◎
												1	1	1	60	3	2	(1)	月曜日を期限とした依頼を金曜日に行わない。	特記仕様書から移行◎
												1	1	1	60	3	3	(2)	昼休み時間や17時以降の打合せを行わない。	特記仕様書から移行◎
												1	1	1	60	4	1	4.	受注者は取組効果・課題等の把握を目的としたアンケート調査を実施する場合は協力されたい。	特記仕様書から移行◎
1	1	1				様式集													工事施工協議簿	廃止○
												1	2	5	1	1	8	(7)	JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材)	追加○
1	2	5	1	1	8	(7)	JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)					1	2	5	1	1	9	(8)	JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)	項目番号の変更△
1	2	5	1	1	9	(8)	JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材I)					1	2	5	1	1	10	(9)	JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材I)	項目番号の変更△
1	2	5	1	1	10	(9)	JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート附属書A: レディーミクストコンクリート用骨材)					1	2	5	1	1	11	(10)	JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート附属書A: レディーミクストコンクリート用骨材)	項目番号の変更△
1	2	8	3	5	1	5.	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSCE-D 102-2013吹付コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。					1	2	8	3	5	1	5.	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定] JSCE-D 102-2018吹付コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年10月)の規格に適合するものとする。	諸基準類の改定にともなう変更△
1	2	10	3	1			再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-35、2-36、2-37の規格に適合するものとする。					1	2	10	3	1			再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正政令第51号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-35、2-36、2-37の規格に適合するものとする。	諸法令の改定にともなう変更△
1	2	11	1	7	1	7.	芝草は長さ20cm程度の竹、柳、又は割木で折れにくいものとする。					1	2	11	1	7	1	7.	芝草は長さ18cm程度の竹、柳、または割木で折れにくいものとする。	実態を考慮し変更◎
1	3	2	1	1			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。					1	3	2	1	1			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。	表現の変更△
1	3	2	1	12		(11)	日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針(平成元年6月)					1	3	2	1	12			(11) 日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針(平成元年6月)	諸基準類の改定にともなう変更△
1	3	2	1	14		(13)	環境省 水質汚濁に係わる環境基準について(平成31年3月)					1	3	2	1	14			(13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準(環境省告示第62号)(令和3年10月)	諸基準類の改定にともなう変更△
1	3	2	1	17		(16)	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針(平成25年10月)					1	3	2	1	17			(16) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針(平成25年10月)	誤植△
1	3	2	1	46		(45)	土木学会 コンクリート標準示方書[規準編](平成30年10月)					1	3	2	1	46			(45) 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定](平成30年10月)	諸基準類の改定にともなう変更△
												1	3	2	1	47			(46) 地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル(平成23年8月)	諸基準類の改定にともなう変更○
1	3	2	1	47		(46)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会 建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル(暫定版)(平成22年3月)					1	3	2	1	48			(47) 建設工事における自然由来重金属等含有土砂・土壌への対応マニュアル改訂委員会 建設工事における自然由来重金属等含有土砂・土壌への対応マニュアル(2023年版)(令和5年3月)	諸基準類の改定にともなう変更△
1	3	2	1	48		(47)	厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(平成30年1月)					1	3	2	1	49			(48) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(平成30年1月)	項目番号の変更△
1	3	2	1	49		(48)	国土交通省 道路土工構造物技術基準(平成27年3月)					1	3	2	1	50			(49) 国土交通省 道路土工構造物技術基準(平成27年3月)	項目番号の変更△
1	3	3	2	4	2	(7)②	交通量が非常に多い区間					1	3	3	2	4	2		(7)② 交通量が非常に多い区間	誤植△
1	3	3	7	16	4	16. (3)	試験方法は、土壌及び作物栄養の診断基準(北海道立中央農業試験場、北海道農政官庁農業改良課)及び肥料分析法(農林水産省農業環境技術研究所)、またはこれらと同等の試験方法による。					1	3	3	7	16	1	16. (3)	試験方法は、土壌・作物栄養診断のための分析法2012(北海道立総合研究機構農業研究本部)及び肥料分析法(農林水産省農業環境技術研究所)、またはこれらと同等の試験方法による。	諸基準類の改定にともなう変更○
1	3	4	5	20	1	20.	受注者は、泥水処理を行うに当たり、水質汚濁に係わる環境基準について(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。					1	3	4	5	20	1	20.	受注者は、泥水処理を行うに当たり、水質汚濁に係わる環境基準(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	表現の変更△

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

I 土木工事共通仕様書 (本文)																		
旧 (令和4年10月版)						新 (令和5年10月版)						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
1	3	6	5	2	1	2. (10)	1	3	6	5	2	11	2. (10)					諸基準類の改定にともなう追加◎
1	3	10	1	1	1	1.	1	3	10	1	1	1	1.					諸基準類の改定にともなう追加○
							1	3	10	25			1-3-10-25					条文の追加○
							1	3	10	25	1							諸基準類との統一○
1	3	10	25			足場工	1	3	10	26								項目番号の変更△
1	4	2	1	1	1	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。	1	4	2	1	1	1	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。					表現の変更△
1	4	3	2	6	1	6.	1	4	3	2	6	1	6.					条文の追加
1	4	3	3	11	1	11.	1	4	3	3	11	1	11.					条文の追加△
1	4	3	7	2	1	2.	1	4	3	7	2	1	2.					条文の追加△
1	4	4	2	8	1	8.	1	4	4	2	8	1	8.					条文の追加△
						受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかわらないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	4	4	3	16	1	16.					条文の追加△
1	5	2	1	3		(2)	1	5	2	1	2		(1)					諸基準類の改定にともなう変更△
1	5	2	1	2		(1)	1	5	2	1	3		(2)					諸基準類の改定にともなう変更△
1	5	2	1	4		(3)	1	5	2	1	4		(3)					諸基準類の改定にともなう変更△
1	5	2	1	6		(5)	1	5	2	1	6		(5)					諸基準類の改定にともなう変更△
1	5	3	1	5		表5-1	1	5	3	1	5		表5-1					標準配合の追加◎
1	5	3	2	2	2	2. (1)	1	5	3	2	2	2	2. (1)					諸法令類の改訂に伴う修正△
1	5	3	2	2	3	2. (2)	1	5	3	2	2	3	2. (2)					諸法令類の改訂に伴う修正△
1	5	3	5	1	1	1.	1	5	3	5	1	1	1.					諸基準類との統一○
1	5	3	5	2	1	2.	1	5	3	5	3	1	3.					表現の変更△
1	5	3	5	4	1	4.	1	5	3	5	4	1	4.					表現の変更△
1	5	3	5	6	1	6.	1	5	3	5	6	1	6.					表現の変更△
1	5	3	5	8	1	8.	1	5	3	5	8	1	8.					表現の変更△

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

I 土木工事共通仕様書 (本文)																							
旧 (令和4年10月版)						新 (令和5年10月版)						改定理由											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条 (項目見出し)	新条文									
1	5	3	7	7	1	7.	1	5	3	7	7	1	7.	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 (案) 5章 圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	1	5	3	7	7	1	7.	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] 5章 圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう変更△
1	5	5	2	2	1	2.	1	5	5	2	2	1	2.	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、コンクリート標準示方書 [設計編] 本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、【標準編】標準7編第2章 鉄筋コンクリートの前提の規定による。これによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	1	5	5	2	2	1	2.	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書 (設計編) [2017年制定] 本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、【標準編】標準7編第2章 鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2018年3月)の規定による。これによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう変更△
1	5	5	4	8	2	8. (1) イ	1	5	5	4	8	4	8. (1) イ	機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月土木学会) の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。	1	5	5	4	8	4	8. (1) イ	機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針 [2020年制定] (令和2年3月土木学会) の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。	諸基準類の改定にともなう変更△
2	1	1	1	4	1	4.	2	1	1	1	4	1	4.	受注者は、河川工事の仮締切、瀬替等において、河川阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗濯等を避けるように施工をしなければならない。	2	1	1	1	4	1	4.	受注者は、河川工事の仮締切、瀬替等において、河川阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗濯等を避けるように施工をしなければならない。	誤植△
2	1	2	1		4	(2)	2	1	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年4月)	2	1	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月)	諸基準類の改定にともなう変更△
2	3	2	1		4	(2)	2	3	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年4月)	2	3	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月)	諸基準類の改定にともなう変更△
2	3	2	1		8	(6)	2	3	2	1		8	(6)	国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和3年3月)	2	3	2	1		8	(6)	国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和4年3月)	諸基準類の改定にともなう変更△
2	4	2	1		4	(2)	2	4	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年4月)	2	4	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月)	諸基準類の改定にともなう変更△
2	5	2	1		6	(4)	2	5	2	1		6	(4)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年4月)	2	5	2	1		6	(4)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月)	諸基準類の改定にともなう変更△
2	6	2	1		5	(3)	2	6	2	1		5	(3)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年4月)	2	6	2	1		5	(3)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月)	諸基準類の改定にともなう変更△
2	7	2	1		4	(2)	2	7	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年4月)	2	7	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月)	諸基準類の改定にともなう変更△
4	1	2	1		3	(1)	4	1	2	1		3	(1)	土木学会 コンクリート標準示方書 [ダムコンクリート編] (平成25年10月)	4	1	2	1		3	(1)	土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編) [2013年制定] (平成25年10月)	諸基準類の改定にともなう変更△
4	1	2	1		4	(2)	4	1	2	1		4	(2)	土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] (平成30年3月)	4	1	2	1		4	(2)	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定] (平成30年3月)	諸基準類の改定にともなう変更△
4	2	2	1		3	(1)	4	2	2	1		3	(1)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年4月)	4	2	2	1		3	(1)	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月)	諸基準類の改定にともなう変更△
5	1	2	1		2		5	1	2	1		2		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。	5	1	2	1		2		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。	表現の変更△
5	1	2	1		12	(10)	5	1	2	1		12	(10)	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (改訂版第3版) (平成25年10月)	5	1	2	1		12	(10)	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成25年10月)	諸基準類の改定にともなう変更△
5	1	2	1		19	(17)	5	1	2	1		19	(17)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月)	5	1	2	1		19	(17)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月)	誤植△
5	2	7	2	13	1		5	2	7	2	13	1		芝草芝草は、長さ20cm程度の竹、割木などの根付けがけないものを使用するものとする。	5	2	7	2	13	1		芝草は、長さ18cm程度の竹、割木などの根付けがけないものを使用するものとする。	実態を考慮し変更◎
5	2	7	3	1	1	1.	5	2	7	3	1	1	1.	区画線工の施工については、1-3-3-12 区画線工の規定によるものとする。	5	2	7	3	1	1	1.	区画線工の施工にあたっては、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」及び1-3-3-12 区画線工の規定によるものとする。	諸基準類との統一○
5	2	7	3	2	1	2.	5	2	7	3	2	1	2.	区画線について設計図書に示されていない事項は、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令により施工するものとする。	5	2	7	3	2	1	2.	区画線について設計図書に示されていない事項は、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」により施工するものとする。	誤植△
5	4	8	4	4	4	4. (3)	5	4	8	4	4	4	4. (3)	内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認定) の資格を有した者でなければならない。なお、資格証明書 (写) を施工計画書に添付しなければならない。	5	4	8	4	4	4	4. (3)	内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認定) に基づくレベル2以上の有資格者とする。なお、資格証明書 (写) を施工計画書に添付しなければならない。	諸基準類の改定にともなう変更◎
5	5	4	5	2	2	2. (1)	5	5	4	5	2	2	2. (1)	なお、接着剤の試験方法としては、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) (土木学会コンクリート標準示方書 [標準編]) によるものとする。	5	5	4	5	2	2	2. (1)	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書 (標準編) [2018年制定] (土木学会、2018年10月) における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格による。これによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう変更○
5	6	2	1		6	(4)	5	6	2	1		6	(4)	土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 (平成28年8月)	5	6	2	1		6	(4)	土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	諸基準類の改定にともなう変更△
5	6	2	1		7	(5)	5	6	2	1		7	(5)	土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説 (平成28年8月)	5	6	2	1		7	(5)	土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	諸基準類の改定にともなう変更△
5	6	2	1		8	(6)	5	6	2	1		8	(6)	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	5	6	2	1		8	(6)	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	諸基準類の改定にともなう変更△
5	6	5	3	6	1	6.	5	6	5	3	6	1	6.	受注者は、妻型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。妻型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。	5	6	5	3	6	1	6.	受注者は、つま型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。妻型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。	表現の変更△
5	8	2	1		15	(13)	5	8	2	1		15	(13)	土木学会 コンクリート標準示方書 [設計編] (平成30年3月)	5	8	2	1		15	(13)	土木学会 コンクリート標準示方書 [設計編] [2017年制定] (平成30年3月)	諸基準類の改定にともなう変更△
5	8	2	1		16	(14)	5	8	2	1		16	(14)	土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] (平成30年3月)	5	8	2	1		16	(14)	土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] [2017年制定] (平成30年3月)	諸基準類の改定にともなう変更△
5	12	7	4		1		5	12	7	4		1		受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、又は土砂を補給して正整し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	5	12	7	4		1		受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して正整し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	誤植△
5	12	8	3	2	1	2.	5	12	8	3	2	1	2.	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定についてによるものとし、各樹種の特性および施工箇所合った剪定形式により行ななければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によるなければならない。	5	12	8	3	2	1	2.	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について (厚生労働省令和2年1月) によるものとし、各樹種の特性および施工箇所合った剪定形式により行ななければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によるなければならない。	諸基準類の改定にともなう変更△
5	13	6	17	30	1	30.	5	13	6	17	30	1	30.	超音波探傷試験の検査技術者は、(一社)日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。	5	13	6	17	30	1	30.	超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認定) に規定するレベル2以上の有資格者とする。	諸基準類の改定にともなう変更◎
8	1	4	2	4	1	4.	8	1	4	2	4	1	4.	受注者は、小規模敷均し・締固めにあたり、盛土箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚を30cm以下を基本とし、各層ごとに締固めを施工しなければならない。	8	1	4	2	4	1	4.	受注者は、小規模敷均し・締固めにあたり、盛土箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚を30cm以下を基本とし、各層ごとに締固めを行わなければならない。	表現の変更△





# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

I 土木工事共通仕様書 (本文)																								
旧 (令和4年10月版)						新 (令和5年10月版)						改定理由												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
8	2	3	7	1	1	1.	受注者は、草花種子散布工の施工については、1-3-3-7 植生工の規定により施工するものとする。	8	2	3	7	1	1	1.	受注者は、草花種子散布工の施工については、1-3-3-7 植生工の規定により施工するものとする。	8	2	3	7	1	1	受注者は、草花種子散布工の施工については、1-3-3-7 植生工の規定により施工するものとする。	誤植△	
8	2	3	14	5	2	5.	なお、特に定めのない事項については公共建築標準仕様書(機械衛生設備工事編、電気設備工事編)の規定により施工するものとする。	8	2	3	14	5	2	5.	なお、特に定めのない事項については公共建築標準仕様書(機械設備工事編、電気設備工事編)の規定により施工するものとする。	8	2	3	14	5	2	5.	なお、特に定めのない事項については公共建築標準仕様書(機械設備工事編、電気設備工事編)の規定により施工するものとする。	誤植△
8	2	4	1	12	11	12. (10)	受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。	8	2	4	1	12	11	12. (10)	受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやしない場所に据え付けなければならない。	8	2	4	1	12	11	12. (10)	受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやしない場所に据え付けなければならない。	諸基準類との統一○
8	2	4	3	3	1	3.	受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取り付けを行わなければならない。	8	2	4	3	3	1	3.	受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取り付けを行わなければならない。	8	2	4	3	3	1	3.	受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取り付けを行わなければならない。	諸基準類との統一○
8	2	4	5	3	1	3.	受注者は、根株の根元の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、設計図書によるものとする。	8	2	4	5	3	1	3.	受注者は、根株の根元の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、工事監督員と協議することとする。	8	2	4	5	3	1	3.	受注者は、根株の根元の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、工事監督員と協議することとする。	条文の追加○
							受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書に示されていない場合は、工事監督員と協議するものとする。	8	2	5	1	3	1	3.	受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、工事監督員と協議するものとする。	8	2	5	1	3	1	3.	受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、工事監督員と協議するものとする。	表現の変更○
8	2	5	5	1	1	1.	受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については工事監督員の承諾を得なければならない。	8	2	5	5	1	1	1.	受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については工事監督員の承諾を得なければならない。	8	2	5	5	1	1	1.	受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については工事監督員の承諾を得なければならない。	誤植△
8	3	3	5	4	1	4.	受注者は、噴水装置、循環装置、減菌装置の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	8	3	3	5	4	1	4.	受注者は、噴水装置、ろ過装置、循環装置、減菌装置の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	8	3	3	5	4	1	4.	受注者は、噴水装置、ろ過装置、循環装置、減菌装置の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	諸基準類との統一○
8	3	3	5	9	1	9.	受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して正確に位置を決定しなければならない。	8	3	3	5	9	1	9.	受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して正確に位置を決定しなければならない。	8	3	3	5	9	1	9.	受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して正確に位置を決定しなければならない。	諸基準類との統一△
8	3	3	5	10	2	10. (1)	受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、切りくず、ごみを十分除去してから接合しなければならない。	8	3	3	5	10	2	10. (1)	受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみを十分除去してから接合しなければならない。	8	3	3	5	10	2	10. (1)	受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみを十分除去してから接合しなければならない。	諸基準類との統一○
8	3	3	5	11	1	11.	受注者は、躯体導入部の配管で、不等沈下の恐れがある場合、排水・通気管を除き、フレキシブルジョイントを使用し施工しなければならない。ただし、排水及び通気配管を除く。	8	3	3	5	11	1	11.	受注者は、建物導入部の配管で、不等沈下の恐れがある場合、公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)建築物導入部の変位吸収配管要領(一)のフレキシブルジョイントを使用した方法で使用して施工しなければならない。ただし、排水及び通気配管を除く。	8	3	3	5	11	1	11.	受注者は、建物導入部の配管で、不等沈下の恐れがある場合、公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)建築物導入部の変位吸収配管要領(一)のフレキシブルジョイントを使用した方法で使用して施工しなければならない。ただし、排水及び通気配管を除く。	諸基準類の改訂に伴う変更○
8	3	3	6	4	1	4.	受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。	8	3	3	6	4	1	4.	受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に取り付けなければならない。	8	3	3	6	4	1	4.	受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に取り付けなければならない。	諸基準類との統一○
8	3	3	10	1	1	1.	受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。なお、これに示されていない場合は、工事監督員と協議の上施工しなければならない。	8	3	3	10	1	1	1.	受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。なお、これにより難い場合は、工事監督員と協議の上施工しなければならない。	8	3	3	10	1	1	1.	受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。なお、これにより難い場合は、工事監督員と協議の上施工しなければならない。	表現の変更△
8	3	3	10	1	2	1. (1)	なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。	8	3	3	10	1	2	1. (1)	なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。	8	3	3	10	1	2	1. (1)	なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。	諸基準類との統一△
8	3	3	10	1	4	1. (3)	受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行又は交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープなどにより防護しなくてはならない。	8	3	3	10	1	4	1. (3)	受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行または交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープにより防護しなくてはならない。	8	3	3	10	1	4	1. (3)	受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行または交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープにより防護しなくてはならない。	表現の変更△
								8	3	4	7	1	1	1.	側溝工の施工は、5-1-7-2 側溝工の規定によるものとする。	8	3	4	7	1	1	1.	側溝工の施工は、5-1-7-2 側溝工の規定によるものとする。	諸基準類との統一○
8	3	4	7	1	1	1.	受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係は損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。	8	3	4	7	2	1	2.	受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係は損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。	8	3	4	7	2	1	2.	受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係は損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	2	1	2.	受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。	8	3	4	7	3	1	3.	受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	8	3	4	7	3	1	3.	受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	3	1	3.	受注者は、管渠工の施工については、基礎の上に通りよく管を据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリート又は、固練りモルタルを充填し、空隙が生じないように施工しなければならない。	8	3	4	7	4	1	4.	受注者は、管渠工の施工については、基礎の上に通りよく管を据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充填し、空隙が生じないように施工しなければならない。	8	3	4	7	4	1	4.	受注者は、管渠工の施工については、基礎の上に通りよく管を据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充填し、空隙が生じないように施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	4	1	4.	受注者は、樹又はマンホール間においては、管を屈曲してはならない。	8	3	4	7	5	1	5.	受注者は、樹またはマンホール間においては、管を屈曲してはならない。	8	3	4	7	5	1	5.	受注者は、樹またはマンホール間においては、管を屈曲してはならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	5	1	5.	受注者は、埋戻し及び盛土の施工に際しては、管渠等を損傷しないように慎重に施工することとし、偏圧のかからないよう、良質土で左右均一に層状に十分締め固めなければならない。	8	3	4	7	6	1	6.	受注者は、埋戻し及び盛土の施工に際しては、管渠等を損傷しないように慎重に施工することとし、偏圧のかからないよう、良質土で左右均一に層状に十分締め固めなければならない。	8	3	4	7	6	1	6.	受注者は、埋戻し及び盛土の施工に際しては、管渠等を損傷しないように慎重に施工することとし、偏圧のかからないよう、良質土で左右均一に層状に十分締め固めなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	6	1	6.	矢板の抜取りは、管の下半分が十分に締め固められた状態で、しかも矢板抜取り後に壁面が崩壊することがなくなった時に行う。	8	3	4	7	7	1	7.	矢板の抜取りは、管の下半分が十分に締め固められた状態で、しかも矢板抜取り後に壁面が崩壊することがなくなった時に行う。	8	3	4	7	7	1	7.	矢板の抜取りは、管の下半分が十分に締め固められた状態で、しかも矢板抜取り後に壁面が崩壊することがなくなった時に行う。	項目番号の変更△
8	3	4	7	7	1	7.	受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。	8	3	4	7	8	1	8.	受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。	8	3	4	7	8	1	8.	受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	8	1	8.	受注者は、コルゲートパイプの布設については、5-1-6-11 コルゲートパイプ工により施工しなければならない。	8	3	4	7	9	1	9.	受注者は、コルゲートパイプの布設については、5-1-6-11 コルゲートパイプ工により施工しなければならない。	8	3	4	7	9	1	9.	受注者は、コルゲートパイプの布設については、5-1-6-11 コルゲートパイプ工により施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	9	1	9.	受注者は、管渠工の施工については、設計図書によるものとし、現地状況により示された水路勾配によりがたい場合は、工事監督員と協議の上指示による勾配で、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	8	3	4	7	10	1	10.	受注者は、管渠工の施工については、設計図書によるものとし、現地状況により示された水路勾配によりがたい場合は、工事監督員と協議の上指示による勾配で、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	8	3	4	7	10	1	10.	受注者は、管渠工の施工については、設計図書によるものとし、現地状況により示された水路勾配によりがたい場合は、工事監督員と協議の上指示による勾配で、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	10	1	10.	受注者は、管渠にプレキャストボックスを使用する場合は、5-1-6-9 プレキャストカルバート工により施工しなければならない。	8	3	4	7	11	1	11.	受注者は、管渠にプレキャストボックスを使用する場合は、5-1-6-9 プレキャストカルバート工により施工しなければならない。	8	3	4	7	11	1	11.	受注者は、管渠にプレキャストボックスを使用する場合は、5-1-6-9 プレキャストカルバート工により施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	11	1	11.	受注者は、継目地の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	8	3	4	7	12	1	12.	受注者は、継目地の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	8	3	4	7	12	1	12.	受注者は、継目地の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	12	1	12.	受注者は、副管及び接続ソケットの施工については、以下の事項により施工しなければならない。	8	3	4	7	13	1	13.	受注者は、副管及び接続ソケットの施工については、以下の事項により施工しなければならない。	8	3	4	7	13	1	13.	受注者は、副管及び接続ソケットの施工については、以下の事項により施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	12	6	12. (5)	受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な造形を設け、一直線に下流側から施工しなければならない。	8	3	4	7	13	6	13. (5)	受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な造形を設け、一直線に下流側から施工しなければならない。	8	3	4	7	13	6	13. (5)	受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な造形を設け、一直線に下流側から施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	13	1	13.	受注者は、管の継手の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	8	3	4	7	14	1	14.	受注者は、管の継手の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	8	3	4	7	14	1	14.	受注者は、管の継手の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	14	1	14.	受注者は、本管と取付管との接合の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	8	3	4	7	15	1	15.	受注者は、本管と取付管との接合の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	8	3	4	7	15	1	15.	受注者は、本管と取付管との接合の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	6	1	2	1	2.	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、公共建築標準仕様書(電気設備工事編)、電気設備工事共通仕様書の規定によるものではない。	8	3	6	1	2	1	2.	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、公共建築標準仕様書(電気設備工事編)の規定によるものではない。	8	3	6	1	2	1	2.	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、公共建築標準仕様書(電気設備工事編)の規定によるものではない。	諸基準類との統一○
								8	3	6	2	1	2	1.	JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品の種類、製品の呼び方及び表示の通則)	8	3	6	2	1	2	1.	JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品の種類、製品の呼び方及び表示の通則)	諸基準類との統一○
8	3	6	2	1	11		JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)	8	3	6	2	1	12		JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管)	8	3	6	2	1	12		JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管)	諸基準類との統一○
8	3	6	8	1	4	1. (3)	受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルに当たっては、仕上がり外径の6倍以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。	8	3	6	8	1	4	1. (3)	受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルに当たっては、単心以外の場合は、仕上がり外径の6倍以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。	8	3	6	8	1	4	1. (3)	受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルに当たっては、単心以外の場合は、仕上がり外径の6倍以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。	諸基準類との統一○
8	3	7	1	6	1	6.	受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向十分に行わなければならない。	8	3	7	1	6	1	6.	受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。	8	3	7	1	6	1	6.	受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。	諸基準類との統一○

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

I 土木工事共通仕様書 (本文)																													
旧 (令和4年10月版)						新 (令和5年10月版)						改定理由																	
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下						
8	3	7	12	2	1	2.						8	3	7	12	2	1	2.							2.	受注者は、砕石舗装の施工については、砕石を均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。	受注者は、砕石舗装の施工については、砕石を均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。	表現の変更△	
8	3	7	16	1	1	1.						8	3	7	16	1	1	1.							1.	階段工の施工については、第1編 第5章 無筋・鉄筋コンクリート、及び本章 第14節 施設仕上げ工の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。	階段工の施工については、第1編 第5章 無筋・鉄筋コンクリート、及び本章 第14節 施設仕上げ工の規定によるもののほか、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。	条文の追加○	
8	3	7	16	2	1							8	3	7	16	2	1	2.							2.	受注者は、階段工の施工については、踏面に水が溜まらないよう施工しなければならない。	受注者は、階段工の施工については、踏面に水が溜まらないよう施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う追加○	
												8	3	7	16	3	1	3.								3.	受注者は、階段高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	受注者は、階段高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う追加○
8	3	7	16	3	1	3.						8	3	7	16	4	1	4.							4.	受注者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。	受注者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。	項目番号の変更△	
8	3	7	16	4	1	4.						8	3	7	16	5	1	5.							5.	受注者は、手すりの施工については、8-3-11-8 柵工の規定によるものとする。	受注者は、手すりの施工については、8-3-11-8 柵工の規定によるものとする。	項目番号の変更△	
8	3	8	2	1	1	1.						8	3	8	2	1	1	1.								1.	受注者は、修景施設整備工において、使用する材料又は仕上がり見本品及び性能等を証明する資料等は、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、修景施設整備工において、使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う変更○
8	3	8	2	4	1	4.						8	3	8	2	4	1	4.							4.	木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品とする。	木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品とする。	誤植△	
8	3	9	2	2	6	2. (5)						8	3	9	2	2	6	2. (5)							2. (5)	器具の継手類及び主要部分の締結による金具類は、日本工業規格又はこれと同等以上の品質を有するものとする。	遊具器具の継手類及び主要部分の締結による金具類は、日本産業規格またはこれと同等以上の品質を有するものとする。	誤植△	
8	3	9	2	2	7	2. (6)						8	3	9	2	2	7	2. (6)							2. (6)	金属材は、じんあい、油類等の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕の方法を講じるものとする。	金属材は、じんあい、油類等の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕を講じるものとする。	表現の変更△	
8	3	12	3	3	2	3. (1)						8	3	12	3	3	2	3. (1)							3. (1)	受注者は、見え掛り部分について現場での仕上げが必要な場合は、全て荒削り又は、機械、かんざりの上、仕上げ削りをしなければならない。	受注者は、見え掛り部分について現場での仕上げが必要な場合は、全て荒削りまたは、機械、かんざりのうえ、仕上げ削りをしなければならない。	表現の変更△	
8	3	14	2	2	5	2. (4)						8	3	14	2	2	5	2. (4)							2. (4)	受注者は、塗料の有効期限をジंकリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。	受注者は、塗料の有効期限については、5-4-3-2 材料の規定によるものとする。	表現の変更○	
8	3	14	3	2	10	2. (9)						8	3	14	3	2	10	2. (9)							2. (9)	受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じて小分けにして塗装しなければならない。	受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じてこしわけして塗装しなければならない。	諸基準類との統一△	
8	3	14	3	2	12	2. (11)						8	3	14	3	2	12	2. (11)							2. (11)	受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅々は乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。	受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅、ちり回り等は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。	諸基準類との統一△	
8	3	14	3	2	12	2. (11) (イ)						8	3	14	3	2	12	2. (11) (イ)							2. (11) (イ)	受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小まげ又は、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。	受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小まげまたは、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。	諸基準類との統一△	
8	3	14	3	5	1	5.						8	3	14	3	5	1	5.							5.	受注者は、パテカミについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、すき間、目違いの部分にパテをへら又は、こてでなるべく薄く拾い付けなければならない。	受注者は、パテカミについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、すき間、目違いの部分にパテをへらまたは、こてでなるべく薄く拾い付けなければならない。	諸基準類との統一△	
8	3	14	3	6	1	6.						8	3	14	3	6	1	6.							6.	受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテカミの工程を行った後、研磨紙すりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごきを取らなければならない。	受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテカミの工程を行った後、研磨紙すりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごきを取らなければならない。	諸基準類との統一△	
8	3	14	3	9	2	9.						8	3	14	3	9	2	9.							9.	表3-4 オイルステインワニス塗り	表3-4 オイルステインワニス塗り	諸基準類との統一 (表) ○	
8	4	3	1	4	1	4.						8	4	3	1	4	1	4.							4.	受注者は、グラウンド・コート舗装工の路床、基盤、基礎及び表層の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	受注者は、グラウンド・コート舗装工の路床、基盤、基礎及び表層の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	諸基準類との統一○	
8	4	3	1	4	2	4. (1)						8	4	3	1	4	2	4. (1)							4. (1)	受注者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向十分に行わなければならない。	受注者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。	諸基準類との統一△	
8	4	3	2	12	4	12.						8	4	3	2	12	4	12.							12.	表4-4 アクリル樹脂系表層材	表4-4 アクリル樹脂系表層材	諸基準類との統一 (表) △	
8	4	3	2	12	6	12.						8	4	3	2	12	6	12.							12.	表4-6 透水性現場施工品表層材	表4-6 透水性現場施工品表層材	諸基準類との統一 (表) △	
8	4	3	2	13	1	13.						8	4	3	2	13	1	13.							13.	受注者はグラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) の歩車道境界ブロック、地先境界ブロック又は、同等品以上の品質を有するものとする。	受注者はグラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、JIS A5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたは、同等品以上の品質を有するものとする。	諸基準類との統一△	
8	4	3	4	2	4	2. (2)						8	4	3	4	2	4	2. (2)							2. (2)	受注者は、火山砂利の締め固めについては、修正CBR試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締め固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、火山砂利の締め固めについては、修正CBR試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締め固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	誤植△	
8	4	3	4	7	6	7. (5)						8	4	3	4	7	6	7. (5)							7. (5)	受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋め込み後、専用砂散布機 (サンド・スプレッダー) を用いて均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら砂を設計図書に示す高さ及び厚さに充填しなければならない。	受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋め込み後、専用砂散布機 (サンド・スプレッダー) を用いて均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら砂を設計図書に示す高さ及び厚さに充填しなければならない。	誤植△	
8	4	3	4	14	10	14. (9)						8	4	3	4	14	10	14. (9)							14. (9)	受注者は、ゴムチップ弾性層の舗装後トップコート塗布作業まで、1週間の養生期間をおかななければならない。	受注者は、ゴムチップ弾性層の舗装後トップコート塗布作業まで、1週間の養生期間をおかななければならない。	誤植△	
8	4	3	5	3	2	3. (1)						8	4	3	5	3	2	3. (1)							3. (1)	基礎材及び均しコンクリートの施工については、8-3-3-4 貯水施設工の規定によるものとする。	基礎材及び均しコンクリートの施工については、8-3-7-1 4 園路縁石工の規定によるものとする。	諸基準類との統一○	
8	5	3	4	2	1	2.						8	5	3	4	2	1	2.							2.	受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたき粘土の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなければならない。	受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたき粘土の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなければならない。	誤植△	
8	5	4	3		1							8	5	4	3		1									受注者は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、施工前に十分調査の上、時期、工法の施工計画を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、施工前に十分調査の上、時期、工法の施工計画を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。	誤植△	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## I 土木工事共通仕様書 (本文)

旧 (令和4年10月版)

新 (令和5年10月版)

表1-1 段階確認一覧表 (2/4)

(2/4)

種別	細別	確認時期	確認項目の目安
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況
	ホムソング®杭 アースリム杭 大口徑杭	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比、スベーク個数
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置

表1-1 段階確認一覧表 (2/4)

(2/4)

種別	細別	確認時期	確認項目の目安
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況
場所打杭工	リハース杭 ホムソング®杭 アースリム杭 大口徑杭	掘削完了時	掘削長さ、杭の先端土質
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比、スベーク個数
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況

表1-5 一般的制限値

表1-5 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m (但し、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t 隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

様式集 工事施工協議簿 (廃止)

工事施工協議簿

[指示・承諾・協議・確認]

工事名		工事監督員	主任監督員	主任監督員	監督員
受注者名		署名		現場代理人	主任技術者等
協議年月日	令和 年 月 日	署名			
記載者	内容				
協議事項	廃止				
合意事項					
協議簿最終取交し日		令和 年 月 日	協議簿通し番号	№	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## I 土木工事共通仕様書 (本文)

旧 (令和4年10月版)	新 (令和5年10月版)																																																																																
<p style="text-align: center;">様式集 工事施工協議簿</p> <p style="text-align: center;">工事施工協議簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">□指示、□承諾、□協議、□提出、□報告、□通知書 (第 回)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種、細目等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□指示、□承諾 □協議、□提出 □報告、□通知 事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□添付資料名</td> <td>□図面全業</td> </tr> <tr> <td>【工事監督員】</td> <td style="text-align: right;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記事項について □指示、□承諾、□協議、□通知、□受理 する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□特記事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□工事内容の変更の対象と □しない</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□する。ただし、詳細については別途指示する。</td> </tr> <tr> <td>【受注者】</td> <td style="text-align: right;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記事項について □了解しました。 □承諾願います。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□協議、□提出、 □報告 します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□特記事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認欄</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">総括監督員</td> <td style="width: 10%;">主任監督員</td> <td style="width: 10%;">監督員</td> <td style="width: 10%;">現場代理人</td> <td style="width: 10%;">主任技術者等</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。</p> <p>(作成上の注意) 1 該当する□内にレを記入すること。 2 確認欄には、押印又はボールペンでサインすること。</p>	□指示、□承諾、□協議、□提出、□報告、□通知書 (第 回)		工事名		工種、細目等		□指示、□承諾 □協議、□提出 □報告、□通知 事項		□添付資料名	□図面全業	【工事監督員】	令和 年 月 日	上記事項について □指示、□承諾、□協議、□通知、□受理 する。		□特記事項		□工事内容の変更の対象と □しない		□する。ただし、詳細については別途指示する。		【受注者】	令和 年 月 日	上記事項について □了解しました。 □承諾願います。		□協議、□提出、 □報告 します。		□特記事項		確認欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">総括監督員</td> <td style="width: 10%;">主任監督員</td> <td style="width: 10%;">監督員</td> <td style="width: 10%;">現場代理人</td> <td style="width: 10%;">主任技術者等</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者等						<p style="text-align: center;">様式集 工事施工協議簿</p> <p style="text-align: center;">工事施工協議簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">□指示、□承諾、□協議、□提出、□報告、□通知書 (第 回)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種、細目等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□指示、□承諾 □協議、□提出 □報告、□通知 事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□添付資料名</td> <td>□図面全業</td> </tr> <tr> <td>【工事監督員】</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記事項について □指示、□承諾、□協議、□通知、□受理 します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□特記事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="color: red;">変更契約の対象と □しません。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="color: red;">□します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。</td> </tr> <tr> <td>【受注者】</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記事項について □了解します。 □承諾願います。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□協議、□提出、 □報告 します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□特記事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">確認欄</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">総括監督員</td> <td style="width: 10%;">主任監督員</td> <td style="width: 10%;">監督員</td> <td style="width: 10%;">現場代理人</td> <td style="width: 10%;">主任技術者等</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。</p> <p>(作成上の注意) 該当する□内にレを記入すること。 注1 現場代理人が、工事の施工に当たり設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更等に該当する事実を発見したときは、その内容をできるだけ詳細に記載することとし、必要に応じ図面等を添付すること。 2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見(誰の意見であるかを明らかにすること。)を併記すること。</p>	□指示、□承諾、□協議、□提出、□報告、□通知書 (第 回)		工事名		工種、細目等		□指示、□承諾 □協議、□提出 □報告、□通知 事項		□添付資料名	□図面全業	【工事監督員】	年 月 日	上記事項について □指示、□承諾、□協議、□通知、□受理 します。		□特記事項		変更契約の対象と □しません。		□します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。		【受注者】	年 月 日	上記事項について □了解します。 □承諾願います。		□協議、□提出、 □報告 します。		□特記事項		確認欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">総括監督員</td> <td style="width: 10%;">主任監督員</td> <td style="width: 10%;">監督員</td> <td style="width: 10%;">現場代理人</td> <td style="width: 10%;">主任技術者等</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者等					
□指示、□承諾、□協議、□提出、□報告、□通知書 (第 回)																																																																																	
工事名																																																																																	
工種、細目等																																																																																	
□指示、□承諾 □協議、□提出 □報告、□通知 事項																																																																																	
□添付資料名	□図面全業																																																																																
【工事監督員】	令和 年 月 日																																																																																
上記事項について □指示、□承諾、□協議、□通知、□受理 する。																																																																																	
□特記事項																																																																																	
□工事内容の変更の対象と □しない																																																																																	
□する。ただし、詳細については別途指示する。																																																																																	
【受注者】	令和 年 月 日																																																																																
上記事項について □了解しました。 □承諾願います。																																																																																	
□協議、□提出、 □報告 します。																																																																																	
□特記事項																																																																																	
確認欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">総括監督員</td> <td style="width: 10%;">主任監督員</td> <td style="width: 10%;">監督員</td> <td style="width: 10%;">現場代理人</td> <td style="width: 10%;">主任技術者等</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者等																																																																											
総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者等																																																																													
□指示、□承諾、□協議、□提出、□報告、□通知書 (第 回)																																																																																	
工事名																																																																																	
工種、細目等																																																																																	
□指示、□承諾 □協議、□提出 □報告、□通知 事項																																																																																	
□添付資料名	□図面全業																																																																																
【工事監督員】	年 月 日																																																																																
上記事項について □指示、□承諾、□協議、□通知、□受理 します。																																																																																	
□特記事項																																																																																	
変更契約の対象と □しません。																																																																																	
□します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅延なく行う。																																																																																	
【受注者】	年 月 日																																																																																
上記事項について □了解します。 □承諾願います。																																																																																	
□協議、□提出、 □報告 します。																																																																																	
□特記事項																																																																																	
確認欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">総括監督員</td> <td style="width: 10%;">主任監督員</td> <td style="width: 10%;">監督員</td> <td style="width: 10%;">現場代理人</td> <td style="width: 10%;">主任技術者等</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者等																																																																											
総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者等																																																																													
<p style="text-align: center;">様式集 立会願</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>主任監督員 (監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人</p> <p style="text-align: center;">立 会 願</p> <p>下記項目について、立会をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">項 目</td> <td style="width: 55%;">内 容</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>希望日時</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日 時</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>上記項目について令和 年 月 日立会を実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主任監督員</td> <td style="width: 15%;">監督員</td> <td style="width: 15%;">現場代理人</td> <td style="width: 15%;">主任技術者等</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、受注者が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。</p>	工事名		項 目	内 容			希望日時	令和 年 月 日 時	主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者等					<p style="text-align: center;">様式集 立会願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>主任監督員 (監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人</p> <p style="text-align: center;">立 会 願</p> <p>下記項目について、立会をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">項 目</td> <td style="width: 55%;">内 容</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>希望日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記項目について 年 月 日立会を実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主任監督員</td> <td style="width: 15%;">監督員</td> <td style="width: 15%;">現場代理人</td> <td style="width: 15%;">主任技術者等</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(主旨) 本様式は、受注者が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。</p>	工事名		項 目	内 容			希望日時	年 月 日 時	主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者等																																																				
工事名																																																																																	
項 目	内 容																																																																																
希望日時	令和 年 月 日 時																																																																																
主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者等																																																																														
工事名																																																																																	
項 目	内 容																																																																																
希望日時	年 月 日 時																																																																																
主任監督員	監督員	現場代理人	主任技術者等																																																																														

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## I 土木工事共通仕様書 (本文)

旧 (令和4年10月版)	新 (令和5年10月版)																																																																																																																																																																	
<p style="text-align: center;">様式集 段階確認 (第 回)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>主任監督員 (監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>段階確認の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <th>工事名</th> <th>実施希望日</th> <th>令和 年 月 日</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 目 等</th> <th>品質規格</th> </tr> <tr> <th>区 域 等</th> <th>数 量 等</th> <th>呼 称</th> </tr> <tr> <th>備 考</th> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の段階確認について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">主任監督員 (監督員)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <th>実施日時</th> <th>令和 年 月 日 時から</th> <th>実施者名</th> </tr> <tr> <th>実施場所</th> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 工事現場、<input type="checkbox"/> 製作工場、<input type="checkbox"/> (実施場所)</td> </tr> <tr> <th>実施方法</th> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 臨 場、<input type="checkbox"/> 机 上</td> </tr> <tr> <th>必要書類</th> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 設計図書、<input type="checkbox"/> 測量結果、<input type="checkbox"/> 出来形図等、<input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、<input type="checkbox"/> 写真、<input type="checkbox"/> (その他必要書類等)</td> </tr> <tr> <th>特記事項</th> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>令和 年 月 日 の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて いる。 <input type="checkbox"/> いない、 <input type="checkbox"/> 詳細については、別途指示する。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 主任監督員 (監督員)</p> <p>(主 旨) 本様式は、受注者が段階確認を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。</p> <p>(作成上の注意) 該当する□内にレを記入すること。</p>	工事名	実施希望日	令和 年 月 日	工 種	細 目 等	品質規格	区 域 等	数 量 等	呼 称	備 考			実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名	実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)		実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上		必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)		特記事項			<p style="text-align: center;">様式集 段階確認 (第 回)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>主任監督員 (監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人</p> <p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>段階確認の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <th>工事名</th> <th>実施希望日</th> <th>年 月 日</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 目 等</th> <th>品質規格</th> </tr> <tr> <th>区 域 等</th> <th>数 量 等</th> <th>呼 称</th> </tr> <tr> <th>備 考</th> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の段階確認について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">主任監督員 (監督員)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <th>実施日時</th> <th>年 月 日 時から</th> <th>実施者名</th> </tr> <tr> <th>実施場所</th> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 工事現場、<input type="checkbox"/> 製作工場、<input type="checkbox"/> (実施場所)</td> </tr> <tr> <th>実施方法</th> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 臨 場、<input type="checkbox"/> 机 上</td> </tr> <tr> <th>必要書類</th> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 設計図書、<input type="checkbox"/> 測量結果、<input type="checkbox"/> 出来形図等、<input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、<input type="checkbox"/> 写真、<input type="checkbox"/> (その他必要書類等)</td> </tr> <tr> <th>特記事項</th> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>年 月 日 の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて いる。 <input type="checkbox"/> いない、 <input type="checkbox"/> 詳細については、別途指示する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 主任監督員 (監督員)</p> <p>(主 旨) 本様式は、受注者が段階確認を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。</p> <p>(作成上の注意) 該当する□内にレを記入すること。</p>	工事名	実施希望日	年 月 日	工 種	細 目 等	品質規格	区 域 等	数 量 等	呼 称	備 考			実施日時	年 月 日 時から	実施者名	実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)		実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上		必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)		特記事項																																																																																																													
工事名	実施希望日	令和 年 月 日																																																																																																																																																																
工 種	細 目 等	品質規格																																																																																																																																																																
区 域 等	数 量 等	呼 称																																																																																																																																																																
備 考																																																																																																																																																																		
実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名																																																																																																																																																																
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)																																																																																																																																																																	
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上																																																																																																																																																																	
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)																																																																																																																																																																	
特記事項																																																																																																																																																																		
工事名	実施希望日	年 月 日																																																																																																																																																																
工 種	細 目 等	品質規格																																																																																																																																																																
区 域 等	数 量 等	呼 称																																																																																																																																																																
備 考																																																																																																																																																																		
実施日時	年 月 日 時から	実施者名																																																																																																																																																																
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)																																																																																																																																																																	
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上																																																																																																																																																																	
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)																																																																																																																																																																	
特記事項																																																																																																																																																																		
<p>表5-1 コンクリートの標準配合条件</p> <p style="text-align: center;">表5-1 コンクリートの標準配合条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>記 号</th> <th>設計基 準強度 N/mm<sup>2</sup></th> <th>スランブ cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水 セメント比 %</th> <th>粗骨材 最大寸法 mm</th> <th>最少単位 セメント量 kg/m<sup>3</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>C-1</td><td>—</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>—</td><td>20又は25</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-1 P</td><td>—</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>—</td><td>20又は25</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-4</td><td>18</td><td>5.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-4 P</td><td>18</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-5 S</td><td>18</td><td>5.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-5 P S</td><td>18</td><td>8.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-6-1</td><td>21</td><td>5.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-6-1 P</td><td>21</td><td>8.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-7</td><td>σ<sub>ck</sub>=4.5</td><td>2.5</td><td>4.5</td><td>45</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>C-7 S</td><td>σ<sub>ck</sub>=4.5</td><td>2.5</td><td>5.5</td><td>45</td><td>40</td><td>300</td></tr> </tbody> </table>	記 号	設計基 準強度 N/mm <sup>2</sup>	スランブ cm	空気量 %	最大水 セメント比 %	粗骨材 最大寸法 mm	最少単位 セメント量 kg/m <sup>3</sup>	C-1	—	8.0	4.5	—	20又は25	—	C-1 P	—	8.0	4.5	—	20又は25	270	C-4	18	5.0	4.5	55	40	—	C-4 P	18	8.0	4.5	55	40	270	C-5 S	18	5.0	5.5	50	40	—	C-5 P S	18	8.0	5.5	50	40	270	C-6-1	21	5.0	5.5	50	40	—	C-6-1 P	21	8.0	5.5	50	40	270	C-7	σ <sub>ck</sub> =4.5	2.5	4.5	45	40	280	C-7 S	σ <sub>ck</sub> =4.5	2.5	5.5	45	40	300	<p>表5-1 コンクリートの標準配合条件</p> <p style="text-align: center;">表5-1 コンクリートの標準配合条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>記 号</th> <th>設計基 準強度 N/mm<sup>2</sup></th> <th>スランブ cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水 セメント比 %</th> <th>粗骨材 最大寸法 mm</th> <th>最少単位 セメント量 kg/m<sup>3</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>C-1</td><td>—</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>—</td><td>20または25</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-1 P</td><td>—</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>—</td><td>20または25</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-4</td><td>18</td><td>5.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-4 P</td><td>18</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-5 S</td><td>18</td><td>5.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-5 P S</td><td>18</td><td>8.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-6-1</td><td>21</td><td>5.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-6-1 P</td><td>21</td><td>8.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-7</td><td>σ<sub>ck</sub>=4.5</td><td>2.5</td><td>4.5</td><td>45</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>C-7-1</td><td>σ<sub>ck</sub>=4.5</td><td>6.5</td><td>4.5</td><td>45</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>C-7 S</td><td>σ<sub>ck</sub>=4.5</td><td>2.5</td><td>5.5</td><td>45</td><td>40</td><td>300</td></tr> </tbody> </table>	記 号	設計基 準強度 N/mm <sup>2</sup>	スランブ cm	空気量 %	最大水 セメント比 %	粗骨材 最大寸法 mm	最少単位 セメント量 kg/m <sup>3</sup>	C-1	—	8.0	4.5	—	20または25	—	C-1 P	—	8.0	4.5	—	20または25	270	C-4	18	5.0	4.5	55	40	—	C-4 P	18	8.0	4.5	55	40	270	C-5 S	18	5.0	5.5	50	40	—	C-5 P S	18	8.0	5.5	50	40	270	C-6-1	21	5.0	5.5	50	40	—	C-6-1 P	21	8.0	5.5	50	40	270	C-7	σ <sub>ck</sub> =4.5	2.5	4.5	45	40	280	C-7-1	σ <sub>ck</sub> =4.5	6.5	4.5	45	40	280	C-7 S	σ <sub>ck</sub> =4.5	2.5	5.5	45	40	300
記 号	設計基 準強度 N/mm <sup>2</sup>	スランブ cm	空気量 %	最大水 セメント比 %	粗骨材 最大寸法 mm	最少単位 セメント量 kg/m <sup>3</sup>																																																																																																																																																												
C-1	—	8.0	4.5	—	20又は25	—																																																																																																																																																												
C-1 P	—	8.0	4.5	—	20又は25	270																																																																																																																																																												
C-4	18	5.0	4.5	55	40	—																																																																																																																																																												
C-4 P	18	8.0	4.5	55	40	270																																																																																																																																																												
C-5 S	18	5.0	5.5	50	40	—																																																																																																																																																												
C-5 P S	18	8.0	5.5	50	40	270																																																																																																																																																												
C-6-1	21	5.0	5.5	50	40	—																																																																																																																																																												
C-6-1 P	21	8.0	5.5	50	40	270																																																																																																																																																												
C-7	σ <sub>ck</sub> =4.5	2.5	4.5	45	40	280																																																																																																																																																												
C-7 S	σ <sub>ck</sub> =4.5	2.5	5.5	45	40	300																																																																																																																																																												
記 号	設計基 準強度 N/mm <sup>2</sup>	スランブ cm	空気量 %	最大水 セメント比 %	粗骨材 最大寸法 mm	最少単位 セメント量 kg/m <sup>3</sup>																																																																																																																																																												
C-1	—	8.0	4.5	—	20または25	—																																																																																																																																																												
C-1 P	—	8.0	4.5	—	20または25	270																																																																																																																																																												
C-4	18	5.0	4.5	55	40	—																																																																																																																																																												
C-4 P	18	8.0	4.5	55	40	270																																																																																																																																																												
C-5 S	18	5.0	5.5	50	40	—																																																																																																																																																												
C-5 P S	18	8.0	5.5	50	40	270																																																																																																																																																												
C-6-1	21	5.0	5.5	50	40	—																																																																																																																																																												
C-6-1 P	21	8.0	5.5	50	40	270																																																																																																																																																												
C-7	σ <sub>ck</sub> =4.5	2.5	4.5	45	40	280																																																																																																																																																												
C-7-1	σ <sub>ck</sub> =4.5	6.5	4.5	45	40	280																																																																																																																																																												
C-7 S	σ <sub>ck</sub> =4.5	2.5	5.5	45	40	300																																																																																																																																																												
<p>表1-3</p> <p style="text-align: center;">表1-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">圧縮強さ (N/cm<sup>2</sup>)</th> <th colspan="2">参 考 値</th> </tr> <tr> <th>吸水率 (%)</th> <th>見掛比重 (g/cm<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬 石</td> <td>4900以上</td> <td>5未満</td> <td>約2.7~2.5</td> </tr> <tr> <td>準硬石</td> <td>4900未満 980以上</td> <td>5以上 15未満</td> <td>約2.5~2</td> </tr> <tr> <td>軟 石</td> <td>980未満</td> <td>15以上</td> <td>約2未満</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	圧縮強さ (N/cm <sup>2</sup> )	参 考 値		吸水率 (%)	見掛比重 (g/cm <sup>3</sup> )	硬 石	4900以上	5未満	約2.7~2.5	準硬石	4900未満 980以上	5以上 15未満	約2.5~2	軟 石	980未満	15以上	約2未満	<p>表1-3</p> <p style="text-align: center;">表1-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">圧縮強さ (N/cm<sup>2</sup>)</th> <th colspan="2">参 考 値</th> </tr> <tr> <th>吸水率 (%)</th> <th>見掛比重 (g/cm<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬 石</td> <td>4903以上</td> <td>5未満</td> <td>約2.7~2.5</td> </tr> <tr> <td>準硬石</td> <td>4903未満 981以上</td> <td>5以上 15未満</td> <td>約2.5~2</td> </tr> <tr> <td>軟 石</td> <td>981未満</td> <td>15以上</td> <td>約2未満</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	圧縮強さ (N/cm <sup>2</sup> )	参 考 値		吸水率 (%)	見掛比重 (g/cm <sup>3</sup> )	硬 石	4903以上	5未満	約2.7~2.5	準硬石	4903未満 981以上	5以上 15未満	約2.5~2	軟 石	981未満	15以上	約2未満																																																																																																																													
種 類			圧縮強さ (N/cm <sup>2</sup> )	参 考 値																																																																																																																																																														
	吸水率 (%)	見掛比重 (g/cm <sup>3</sup> )																																																																																																																																																																
硬 石	4900以上	5未満	約2.7~2.5																																																																																																																																																															
準硬石	4900未満 980以上	5以上 15未満	約2.5~2																																																																																																																																																															
軟 石	980未満	15以上	約2未満																																																																																																																																																															
種 類	圧縮強さ (N/cm <sup>2</sup> )	参 考 値																																																																																																																																																																
		吸水率 (%)	見掛比重 (g/cm <sup>3</sup> )																																																																																																																																																															
硬 石	4903以上	5未満	約2.7~2.5																																																																																																																																																															
準硬石	4903未満 981以上	5以上 15未満	約2.5~2																																																																																																																																																															
軟 石	981未満	15以上	約2未満																																																																																																																																																															
<p>表1-4</p> <p style="text-align: center;">表1-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>厚さ (cm)</th> <th>幅 (cm)</th> <th>長 さ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12の15</td> <td>12</td> <td>15</td> <td rowspan="7">91、100、150</td> </tr> <tr> <td>15の18</td> <td>15</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>15の21</td> <td>15</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>15の24</td> <td>15</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>15の30</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>18の30</td> <td>18</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 厚さと幅では、長い方を幅とする。</p>	種 類	厚さ (cm)	幅 (cm)	長 さ (cm)	12の15	12	15	91、100、150	15の18	15	18	15の21	15	21	15の24	15	24	15の30	15	30	18の30	18	30	<p>表1-4</p> <p style="text-align: center;">表1-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>厚さ (cm)</th> <th>幅 (cm)</th> <th>長 さ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12の15</td> <td>12</td> <td>15</td> <td rowspan="7">91、100、150</td> </tr> <tr> <td>15の18</td> <td>15</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>15の21</td> <td>15</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>15の24</td> <td>15</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>15の30</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>18の30</td> <td>18</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 厚さと幅では、長い方を幅とする。</p>	種 類	厚さ (cm)	幅 (cm)	長 さ (cm)	12の15	12	15	91、100、150	15の18	15	18	15の21	15	21	15の24	15	24	15の30	15	30	18の30	18	30																																																																																																																			
種 類	厚さ (cm)	幅 (cm)	長 さ (cm)																																																																																																																																																															
12の15	12	15	91、100、150																																																																																																																																																															
15の18	15	18																																																																																																																																																																
15の21	15	21																																																																																																																																																																
15の24	15	24																																																																																																																																																																
15の30	15	30																																																																																																																																																																
18の30	18	30																																																																																																																																																																
種 類	厚さ (cm)	幅 (cm)		長 さ (cm)																																																																																																																																																														
12の15	12	15	91、100、150																																																																																																																																																															
15の18	15	18																																																																																																																																																																
15の21	15	21																																																																																																																																																																
15の24	15	24																																																																																																																																																																
15の30	15	30																																																																																																																																																																
18の30	18	30																																																																																																																																																																